

農地に簡易な農地改良（盛土・切土等） 工事をする場合には届出が必要になります

田畑等を耕作しやすいようにするために農地に盛土・切土をするなど農地の現状を変更する場合には、農地転用の許可は要りませんが、最近、そのまま残土を積上げ資材置場や駐車場に転換されるといった、いわゆる無断転用と思われる事例が見受けられます。

一関市農業委員会では、無断転用を防止する観点から、盛土等の目的を明確にするため、農地の現状を変更する場合は、農地現状変更届出書を提出していただくこととしました。

※ 客土及び暗渠排水工事を行う場合は、届出の必要はございません。

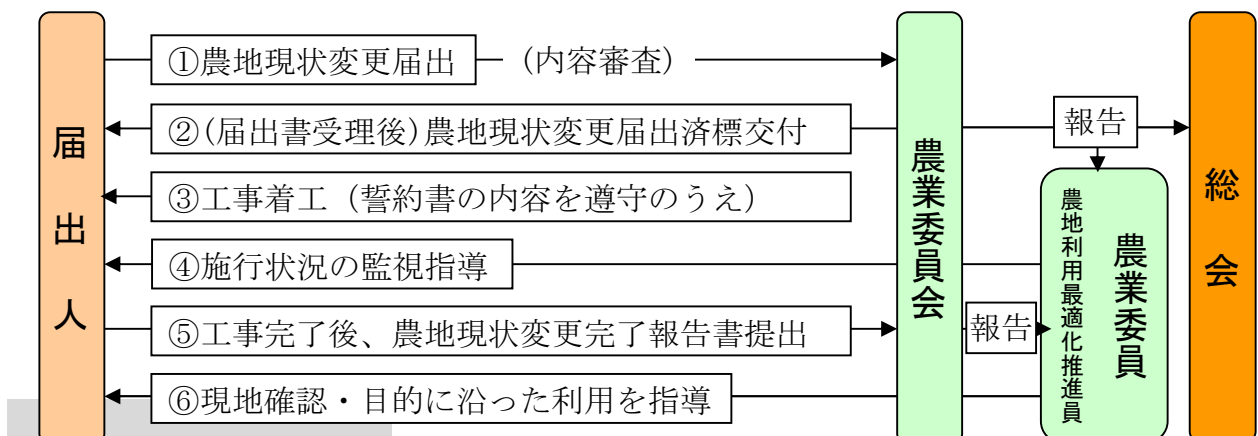
届出には、次の書類を用意してください（HP からダウンロードできます）

農地現状変更届出書【農業委員会・各支所産業建設課に用意しております】

- 添付書類
- (1) 公図(※1)及び位置図
 - (2) 誓約書
 - (3) 計画図(平面図、配置図)【農業用施設設置の場合】
 - (4) 工事着手前の現況写真
 - (5) (1)～(4)のほか、特に必要と認める書類

※1 公図は、一関法務局証明サービスセンター（一関市役所庁舎内）・資産税課・各支所市民福祉課で交付を受けてください。

届出後から完了報告までの流れ



工事施工に当たって、次の事項を遵守しなければなりません

- (1) 農地現状変更届出済標を工事区域の見やすい場所に掲示すること
- (2) 届出目的以外の土地利用を行ってはならない
- (3) 周囲の土地及び道水路等に影響を及ぼさないこと
- (4) 盛土する場合、土質が農耕に適しているものであること
- (5) 盛土には、産業廃棄物等を混入しないこと
- (6) 災害の発生を未然に防止し、万一発生した場合は、自己の責任において善処すること
- (7) 農地の現状変更に伴い耕作を中断する期間は、おおむね6箇月とする
ただし、6箇月を超える場合は、農地現状変更着工(完了)日変更申出書を提出すること
- (8) 現状変更届出を取下げする場合は、農地現状変更届出取下げ申出書を提出すること

工事施工内容によっては、他課等への届出も必要となります

- ◆ 農政推進課・各支所産業建設課：水田台帳・中山間・経営所得安定対策等
- ※1 場合によっては、地元の下記団体にも相談してください。
- ◇ 土地改良区、水利組合
 - ◇ 地元営農組合
- ※2 田から畑に現状変更する場合には、地目変更の関係から資産税課に通知します。

届出書の提出及びお問い合わせは、下記にお願いします

農業委員会事務局	TEL 43-3606	千厩支所産業建設課	TEL 53-3962
本庁農政推進課	21-8421	東山支所産業建設課	47-4523
花泉支所産業建設課	82-2908	室根支所産業建設課	64-3807
大東支所産業建設課	72-4081	藤沢支所産業建設課	63-5317

